お客様へ

株式会社　清水保険事務所

2020年　4月　8　日

緊急事態宣言における当社業務運営について

平素より、当社をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、4月8日に7都道府県を対象とした「緊急事態宣言」が発令されました。

本件を受け、弊社対象地域ではございませんが当社の業務運営について以下のとおりご案内いたします。

**【当社方針】**

＊保険契約お手続き・変更手続き等につきまして、大変ご不便お掛けしますが対面・訪問を控えさせていただき書類の郵送・電話・メールにて対応とさせていただく方向となります。

＊当事務所へご来店の際にも、御電話にて一報いただき内容確認のうえご来店いただきますようお願い申し上げます。

＊ご来店されるお客様には、入り口にて手指の消毒をお願いすると共にマスク着用のうえご来店お願いします。

＊弊社として、社員全員うがい・手洗いの慣行、マスク着用・業務スペースの消毒・社員間のソーシャルディスタンスの確保・不要不急の外出自粛の徹底を行います。

**【保険会社へのお問い合わせ】**

・当社への連絡が取れず、かつ緊急を要するお問い合わせの際には下記にご連絡ください。

※コールセンターへの御電話の際には混み合う時間もございますので少々お待ちいただく場合がございますのでご了承ください。

♦[あいおいニッセイ同和損害保険株式会社](https://www.aioinissaydowa.co.jp/) ☎0120-101-101

♦[Chubb損害保険株式会社](https://www.chubb.com/jp)

♦[メットライフ生命保険株式会社](http://www.metlife.co.jp/) ☎0120-881-796

♦[日本生命保険相互会社](http://www.nissay.co.jp/) ☎0120-201-021

♦[三井住友海上あいおい生命保険株式会社](http://www.msa-life.co.jp/) ☎0120-324-386

今後も、お客さま並びに・周囲への感染予防と人命への配慮を最優先に対応してまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。